

令和6年度A類疾病の定期接種対象年齢表

令和6年度版 (R6.4.1~R7.3.31)

定期予防接種対象年齢		1	2	3	5	6	7	8	9	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	...	27	
予防接種の種類		か	か	か	か	か	か	か	か	歳	歳	歳	歳	歳	歳	歳	歳	歳	歳	歳	歳	歳	歳	歳	歳	歳	歳	歳	歳	歳	歳	歳
ロ タ ウ イ ル ス	ロタリックス (1価ワクチン)	出生6週0日後~24週0日後まで										※初回接種は、生後2か月から出生14週6日後までの間を標準的な接種期間として接種することが望ましいとされています。																				
	ロタテック (5価ワクチン)	出生6週0日後~32週0日後まで																														
小児肺炎球菌		2~60か月未満										27日以上の間隔をあけて初回接種(3回)を受けます。 初回接種終了後、60日以上の間隔をあけて生後12か月以降に追加接種(1回)を受けます。																				
B型肝炎		1歳未満										27日以上の間隔をおいて2回接種した後、1回目接種から139日以上の間隔をおいて追加接種(1回)を受けます。																				
BCG (結核)		1歳未満										生後5~8か月の間に1回接種を受けます。																				
5種混合 (ジフテリア・百日せき・破傷風・ポリオ・ヒブ) 第1期		2~90か月未満										20~56日の間隔をあけて初回接種(3回)を受けます。 初回接種終了後、6~18か月の間隔をあけて追加接種(1回)を受けます。																				
ヒブ (インフルエンザ菌b型)		2~60か月未満										27~56日の間隔をあけて初回接種(3回)を受けます。 初回接種終了後、7~13か月の間隔をあけて追加接種(1回)を受けます。																				
ジフテリア(D) 百日せき(P) 破傷風(T) ポリオ(IPV) 【DPT-IPV、DPT、DT、IPV】 第1期		2~90か月未満 (DTの場合は、3~90か月未満)										20~56日の間隔をあけて初回接種(3回)を受けます。 初回接種終了後、12~18か月の間隔をあけて追加接種(1回)を受けます。 DTを使用する場合は上記同様の間隔をあけて、初回接種(2回)、追加接種(1回)を受けます。																				
ジフテリア・破傷風 【DT】第2期												11~13歳未満 1回接種																				
麻しん・風しん 混合【MR】		1~2歳未満 1期 1回接種										H30.4.2~H31.4.1生(幼稚園などの年長児) 2期 1回接種																				
水痘		1~3歳未満										生後12~15か月までに1回目を受けます。 1回目接種後、6~12か月の間隔をあけて2回目を受けます。																				
日本脳炎		6~90か月未満 1期										9~13歳未満 2期 1回接種																				
		6~28日の間隔をあけて初回接種(2回)を受け、 初回接種終了後、6か月からおおむね1年間の間隔をあけて追加接種(1回)を受けます。										1期 2期																				
		20歳未満																														
		H20.4.2~H25.4.1生まれの女子 (小学校6年~高校1年相当)																														
ヒトパピローマ ウイルス (子宮頸がん)		サーバリックス (2価ワクチン)										1か月の間隔をおいて2回接種した後、1回目接種から6か月の間隔をおいて3回目を受けます。																				
		ガーダシル (4価ワクチン)										2か月の間隔をおいて2回接種した後、1回目接種から6か月の間隔をおいて3回目を受けます。																				
		シルガード9 (9価ワクチン)										【小学校6年~15歳未満】6か月の間隔をおいて2回接種します。 【15歳以上】2か月の間隔をおいて2回接種した後、1回目接種から6か月の間隔をおいて3回目を受けます。																				
		＜キャッチアップ接種＞ 予防接種施行令により、平成9年4月2日~平成20年4月1日生まれの女性は、3回接種のうち未完了分を令和4年4月1日~令和7年3月31日までの間、定期接種として接種できるとされています。										H9.4.2~H20.4.1生まれの女子																				

令和6年4月より「5種混合」が定期接種の対象ワクチンとなりました。
「5種混合」又は『「ヒブ」と「ジフテリア・百日せき・破傷風・ポリオ」のいずれかを接種します。
詳しくは、かかりつけ医にご相談ください。

定期接種の期間にご注意ください。

○上の表の および は、予防接種法で定められた定期の予防接種の対象者です。病気にかかりやすい時期を考慮して定められた期間(標準的な接種期間)である の期間中にできるだけ接種を受けましょう。
○同じ種類のワクチンを複数回受ける場合は、予防接種ごとに決められた接種間隔を守る必要があります。上の表では、標準的な接種間隔を記載しています。具体的な接種スケジュールについては、かかりつけ医と相談し、計画的に接種を受けましょう。
○長期にわたり療養を必要とする疾病で厚生労働省令で定めるものにかかった等、特別な事情があり予防接種を受けることができなかったと認められる人について、特別な事情がなくなった日から起算して2年間、定期の予防接種の対象(ロタウイルス感染症を除く)となります。(ただし、ヒブは10歳に達するまで、小児肺炎球菌は6歳に達するまで、BCGは4歳に達するまで、5種混合【DPT-IPV-Hib】及び4種混合【DPT-IPV】は15歳に達するまでを年齢上限とします。)

●日本脳炎予防接種の特例措置において、平成19年4月2日~平成21年10月1日生まれの人は、1期(3回)の未接種分を2期の対象期間(9歳以上13歳未満まで)に接種することができましたが、接種対象期間の満了に伴い、令和4年9月30日で終了しました。